

相模原市経済・雇用対策を実施します

市では、消費税率の引上げに伴う景気の下振れリスクに対応するとともに、市内経済の活性化に向けて中小企業支援や雇用対策等を実施するため、市議会3月定例会議において、国の補正予算等に連動する平成25年度3月補正予算案及び平成26年度当初予算案が可決された後、総額約207億円の「相模原市経済・雇用対策」実施します。

(本対策には、「市がんばる中小企業を応援する条例」の施行を見据えた施策の拡充内容等も盛り込んでいます。)

経済・雇用対策の予算（案）

総額	約207億円
----	--------

予算（案）内訳（詳細は次頁以降のとおりです。）

1. 国の補正予算等に連動する3月補正予算分 (約53億円)

「避難所倉庫や非常用発電施設の整備」等防災施設の整備を進める他、災害時に避難所となる「小中学校の屋内運動場の改修」等を実施します。

2. 国の補正予算等に連動する平成26年度当初予算分 (約30億円)

消費税対策、子育て支援として「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金給付事業」を行う他、地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性等の潜在力を引き出し、雇用の拡大等「全員参加」を可能とする「地域人づくり事業」を緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して実施します。

3. 市が独自に取組む「経済・雇用対策」(主なもの) (約124億円)

「市がんばる中小企業を応援する条例」施行に伴う中小企業者の持続的な経営等の支援のための「融資制度の拡充、創業支援」や市内企業の成長産業への進出を支援する「ロボット産業活性化事業」、成長著しい東南アジアにおいて市内企業の販路拡大を図る「国外成長市場獲得支援事業」を新たに実施します。

1. 国の補正予算等に連動する3月補正予算分

(約53億円)

区分	事業内容	予算額 (単位:千円)
防災施設の整備	○ 非常用発電設備の整備(11箇所) ○ 避難所倉庫の整備(1箇所)	74,707
公園の整備	○ 相模原麻溝公園競技場の整備等 外周ジョギングコース、園路等の整備	199,711
障害者福祉	○ 障害者総合支援法改正に伴うシステム改修	20,000
市営住宅の改善	○ 東団地7・8・9号棟の屋上防水工事	54,588
道路整備	○ 道路維持管理計画策定事業 道路トンネル、舗装、照明灯等の点検 ○ 道路改良事業 県道46号電線共同溝整備事業 ○ 津久井広域道路IC接続事業 ○ 都市計画道路整備事業 ○ 国直轄事業負担金(さがみ縦貫道路分) ○ 国道129号塩田原交差点立体横断施設整備事業	894,410
下水道整備	○ 相模原駅周辺地域の合流式下水道の分流化	589,300
学校施設整備	○ 避難所となる小中学校の屋内運動場の改修 小学校8校、中学校2校 ○ 災害時に利用可能な屋外便所の設置 小学校6校 ○ 避難所となる小中学校の耐震型受水槽等の設計 小学校2校、中学校5校 ○ 小学校校舎大規模改修 小学校3校 ○ 小・中学校トイレの改善 小学校7校・21箇所 中学校3校・10箇所 ○ 給食室整備事業 小学校1校	3,362,269
社会教育	○ 施設維持補修 空調設備の更新 公民館1館	11,006
消防団施設等整備	○ 消防団無線デジタル化整備事業 ○ 消防団詰所の更新	176,309
合 計		5,382,300

2. 国の補正予算等に連動する平成26年度当初予算分

(約30億円)

区分	事業内容	予算額 (単位:千円)
消費税対策・子育て支援	<p>○ 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金給付事業</p> <p>消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響を鑑み、臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。また、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図るため、臨時的な措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。</p>	2, 667, 100
雇用の創出・就労支援	<p>○ 地域人づくり事業</p> <p>地域において、産業や社会情勢等の実情に応じた多様な「人づくり」により、若者や女性等の潜在力を引き出し、雇用の拡大等「全員参加」を可能とする環境を整備します。</p> <p>本市で実施する事業(6事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 新卒未就職者等就労支援事業 2 地域産業界の人づくり支援事業 3 女性再就職支援事業 4 相模原市介護雇用プログラム(介護職員初任者研修課程) 5 若年者の学び直し・職場体験支援事業 6 地域中小企業人材育成事業 <p>新規雇用者数 85名 就業支援対象者数 175名</p> <p>○ 起業支援型地域雇用創造事業(平成25年度継続分)</p> <p>地域に根ざした事業の起業等を支援し、失業者の雇用の場を確保します。</p> <p>本市で実施する事業 (1事業)</p> <p>新観光振興計画地域別計画策定支援業務</p> <p>新規雇用者数 1名</p>	300, 000
合 計		2, 967, 100

(1) 中小企業・商業者等対策

12,336,491千円

新規① ロボット産業活性化事業 (10,000千円)

市内の製造業、支援機関、大学等からなるロボットビジネス協議会を設置することによりネットワークを構築し、「介護から宇宙まで」裾野の広いロボット技術の高度化や販路拡大を支援することで、市内企業の成長産業への進出を支援します。

事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ロボット技術実用化ネットワーク形成事業（セミナー開催、コーディネーター派遣） ・ロボット技術高度化事業（大学及び企業による共同研究支援） ・販路拡大支援事業（市内企業のPR等冊子の作成及び展示会への出展）
------	---

新規② 海外成長市場獲得支援事業 (7,000千円)

国内市場の本格的な回復が見られない中で、成長著しい東南アジアにおいて市内企業の販路拡大を図ります。

事業内容	<p>産業支援機関に事業を委託し、下記の事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外進出希望企業の掘り起こし ・海外進出企業の取りまとめ、進出希望企業との連携体制構築 ・海外進出支援組織（JETRO・HIDAを想定）による現地マーケティング及び商談会
------	--

③ 中小企業融資制度の拡充及び創設 (12,175,000千円)**拡充**

金融機関と協調し、中小企業の資金需要に対処するため、引き続き低利率で利用できる融資を実施するとともに、信用保証料補助の補助率の引上げや小規模事業者向け融資の利用者負担利率の引下げを行います

新規

また、創業される方を支援するため、「創業支援融資制度」を創設します。

拡充④ 小規模事業者経営改善資金利子補給制度の延長及び拡充 (15,100千円)

「小規模事業者経営改善資金」の利用者に対する利子補給を平成28年3月末まで延長するとともに、利子補給期間を2年間から3年間に拡充します。

⑤ ものづくり企業総合支援事業 (20,000千円)

中小企業診断士等のコーディネーターがものづくりを中心とした企業を訪問し、経営課題の解決に向けて総合的なサポートを行い、中小企業の経営の安定と成長を支援します。

拡充⑥ 中小企業研究開発支援事業 (12,000千円)

中小企業の技術力強化や新分野進出を促進するため、新製品・新技術に関する研究開発を支援します。

⑦ トライアル発注認定事業 (8, 200千円)

市内中小企業者の販路開拓を支援するため、市が優れた新製品を認定し、PRを行うとともに、一部を試験的に購入し、評価します。

⑧ ものづくり人材確保・育成支援事業 (1, 300千円)

企業の技術力や経営力向上のため、技術者等が持つノウハウを市内中小企業に提供します。

⑨ チャレンジショップ支援事業 (5, 066千円)

熱意と創造性にあふれる商業者の創出及び育成並びに商業や商店街の活性化を図るため、商店街の空き店舗を活用して、創業や経営革新等の意欲的な事業活動を行う方に支援を行います。

新規 また、新たに女性起業家を育成するためのセミナー等を開催します。

⑩ 商店街環境整備事業 (34, 833千円)

商店街の環境整備を図るため、商店街団体等が行う共同駐車場や街路灯の維持管理事業等に対して助成します。

⑪ 商店街にぎわいづくり支援事業 (8, 970千円)

商店街の活性化を図るため、商店街団体等が実施する情報発信事業やイベント事業等に対して助成します。

拡充 **⑫ 中小規模事業者省エネルギー設備等導入支援補助金 (30, 000千円)**

地球温暖化対策推進条例に基づく「地球温暖化対策計画書」を市へ提出した中小規模事業者を対象に、再生可能エネルギー利用設備や省エネルギー設備等の導入に要する経費の一部を補助します。補助件数20件を30件に拡充します。

⑬ 省エネアドバイザー派遣事業 (3, 022千円)

エネルギー管理士・中小企業診断士等の専門家を事業所へ派遣し、省エネや節電に関する助言・指導や、地球温暖化対策計画書の作成に係るアドバイス等を行います。

新規 **⑭ 新・産業振興ビジョンの策定事業 (調査) (6, 000千円)**

政令指定都市に相応しい経済競争力を高めるため、更なる工業集積や立地の促進、新しい時代を見据えた商業政策等を定める「(仮称)新・産業振興ビジョン」の策定に向けた調査等を行います。

拡充 **⑮ 技能労働者への適切な賃金水準の確保**

平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価が決定され、全国平均で約7.1%上昇したことを受け、市の労務単価も同様に引上げを行いました。これに

併し、2月1日以降に契約した工事等で、改定前の労務単価を適用して積算しているものについては、特例措置として改定後の労務単価等を適用して算出された契約金額に契約変更できるよう定めました。

(2) 雇用対策

93, 580千円

① 無料職業紹介事業 (43, 112千円)

就職支援センターで求人開拓、キャリアカウンセリング、求職者支援講座の開催、就職情報の提供及び職業紹介を行い、就労支援を実施します。

また、ハローワーク、就職支援センター等の4つの就労支援関係機関を集約した「相模原市総合就職支援センター」を運営し、きめ細やかな就労支援を実施します。

② ニート・フリーター就労支援事業 (17, 468千円)

ニート等の若者が抱える就労に向けた様々な課題解決を図るため、個別相談、若者キャリア開発プログラム、家族支援等を実施します。

拡充

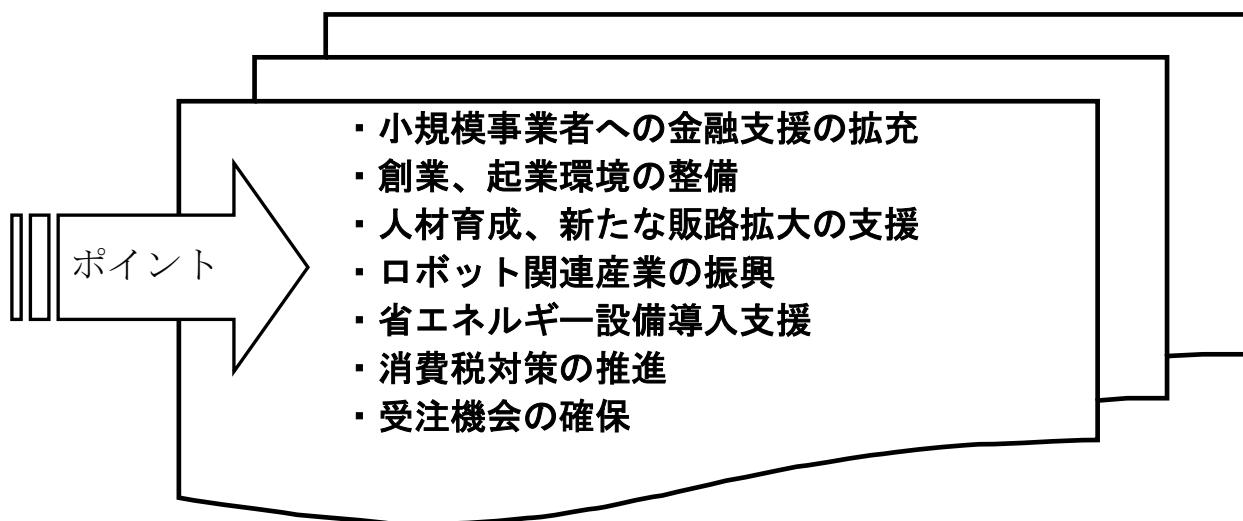
③ 学生・新卒未就職者等就労支援事業 (33, 000千円)

大学4年生等を対象に、研修、市内企業での就業体験等を通じて正規雇用を目指すプログラムを実施します。

「相模原市がんばる中小企業を応援する条例」の施行を見据えた

施策の拡充等について

市では、「市がんばる中小企業を応援する条例」の趣旨に鑑み、中小企業者の持続的かつ発展的な経営等に資する施策等について拡充又は創設し、中小企業の振興を強化していきます。



1. 中小企業融資制度の新設と拡充

(小規模事業者向け融資の利用者負担利率引下げ等の実施)

拡充

(1) 小企業小口資金の利用者負担利率を引き下げます

対象者	従業員20人（商業、サービス業は5人）以下の小企業者並びに事業協同小組合等		
融資限度額	1,000万円		
融資期間	5年以内		
融資利率	利率	利用者負担利率	市負担利率
	2.4%以内	1.4% → 1.2%	1.0% → 1.2%

拡充

(2) 小企業特別資金の利用者負担利率を引き下げます

対象者	従業員20人（商業、サービス業は5人）以下の小企業者並びに事業協同小組合等		
融資限度額	1,250万円		
融資期間	7年以内		
融資利率	利率	利用者負担利率	市負担利率
	2.2%以内	1.1% → 0.6%	1.1% → 1.6%

拡充

(3) 小規模事業者経営改善資金(*)の利子補給期間等を延長します

* 小規模事業者経営改善資金とは、商工会議所等の経営指導を受けることによって、日本政策金融公庫から無担保・無保証人で利用できる資金です。

対象者	従業員20人(商業、サービス業は5人)以下の小企業者並びに事業協同組合等で商工会議所等の経営指導を原則6か月以上受けていること等		
融資限度額	1,500万円		
融資期間	運転資金7年以内、設備資金10年以内		
融資利率	利率	利用者負担利率	市負担利率
	1.60%	0.48%	1.12%
内 容	利用者が日本政策金融公庫へ支払った約定利子の70%以内を限度に利子補給(初回支払月から24回を限度)を行う。		
拡充策	<u>平成26年3月末日で利子補給を終了。 → 平成26年4月1日から2年間延長（利子補給は初回支払月から36回を限度に拡充）。</u>		

新規

(4) 創業支援融資を新設します（県企業化支援資金利用者への補助は廃止します）

若者、女性及びシニア世代を中心とする創業者は地域経済を牽引する活力として大変有効であり、重要性が増してきています。市は創業しやすい環境を整えるため、市独自の融資制度を創設します。

対象者	「これから市内で創業する方」または「市内で創業して1年未満の方」で、個人にあっては市内に在住している方		
融資限度額	1,500万円		
融資期間	7年以内		
融資利率	利率	利用者負担利率	市負担利率
	2.1%以内	0.6%以内	1.5%以内

拡充

(5) 信用保証料の補助率を拡充します

中小企業融資制度の拡充、創設に併せ、信用保証料補助率の拡充等も行います。

対象者	市融資制度利用者で、神奈川県信用保証協会へ信用保証料を支払った方	
補助率	70%以内(上限額15万円)	→ 80%以内(上限額10万円)

2. 創業・起業支援策の新設と拡充

主に若者、女性及びシニア世代並びにベンチャービジネスに対する支援を行います。

新規

(1) チャレンジショップ事業を拡充し、女性起業家を育成するためのセミナー等を開催します

拡充

(2) 「創業や起業を目指す方」、「創業・起業して間もない方」への支援として、産業振興財団と連携し実施している「セミナー」や「相談会」の内容、開催回数等を拡充します

(3) 創業予定や創業初期の事業者へ交流の場の提供やセミナーの開催、情報提供等を行うS O H O支援事業を産業振興財団と連携して引き続き行います

(4) 創業に係る制度として、市融資制度に創業支援融資を創設します [再掲]

3. ものづくり人材の確保・育成のための研修機会の創出

中小製造業の技術者育成支援のため受講講座経費助成を引き続き行うとともに、企業と連携したものづくり人材育成研修機会の創出を図ります。

新規

4. 新技術実用化コンソーシアム形成支援事業の新設

成長分野であるロボット産業の振興のため「ロボット産業活性化事業」を新たに実施します。(10,000千円)

目的	市内の製造業、支援機関、大学等からなるロボットビジネス協議会を設置することにより、ネットワークを構築し、「介護から宇宙まで」裾野の広いロボット技術の高度化や販路拡大を支援することで、市内企業の成長産業への進出を支援する。
事業概要	①ロボット技術実用化ネットワーク形成事業 セミナー開催、コーディネーター派遣 ②ロボット技術高度化事業 大学及び企業による共同研究支援 ③販路拡大支援事業 市内企業のPR等冊子の作成及び展示会への出展

5. 産業支援機関と連携した事業の新設

新規

(1) 海外販路拡大等に向けて「海外成長市場獲得支援事業」を新たに実施します
(7,000千円)

目的	国内市場の本格的な回復が見られない中で、成長著しい東南アジアにおいて市内企業の販路拡大を図ることを目的とする。
事業概要	産業支援機関に事業を委託し、下記の事業を実施する。 <ul style="list-style-type: none">・海外進出希望企業の掘り起こし・海外進出企業の取りまとめ、進出希望企業との連携体制構築・海外進出支援組織（J E T R O ・ H I D A を想定）による現地マーケティング及び商談会

(2) 「国のものづくり補助金」の申請支援を産業振興財団等の産業支援機関と連携して行い、更なる採択を目指します (平成25年度は市内中小企業で90件、約8億円の採択結果)

6. 中小企業者省エネルギー設備等導入補助の拡充

太陽光・LED・高効率空調等の省エネルギー対策を促進するため、補助件数20件を30件に拡充します。(30,000千円)

エネルギー管理士・中小企業診断士等の専門家を事業所へ派遣し、省エネや節電に関する助言・指導や地球温暖化対策計画書の作成に係るアドバイス等も行います。

7. 消費税対策の推進

消費税率の引上げに伴う中小企業者の負担の増加を軽減するため、融資資金の利率の引下げ等を行います。

- (1) 小企業小口資金（通常融資）の利率引下げ (1.4% ⇒ 1.2%) [再掲]
- (2) 小企業特別資金（景気対策）の利率引下げ (1.1% ⇒ 0.6%) [再掲]
- (3) 小規模事業者経営改善資金利子補給制度の延長 2年 [再掲]
- (4) 小規模事業者経営改善資金利子補給期間の延長 2年 ⇒ 3年 [再掲]
- (5) 中小企業融資制度利用者の利用者負担利率の引下げの継続(*)

* リーマンショック以降の厳しい経済情勢に対処するため、平成21年度より実施している利用者負担利率の引下げを継続します。

融資資金名	利用者負担利率
景気対策特別資金	1.1% → 0.6%
景気対策特別小口資金	0.5% → 0.3%
経営安定支援資金	1.1% → 0.6%

(6) 消費税転嫁対策特別措置法に基づく、情報受付窓口・情報通報窓口の開設

内容	情報受付窓口・情報通知窓口	電話番号
転嫁対策関連	環境経済局経済部産業政策課	042-769-8237
	環境経済局経済部商業観光課	042-769-9255
価格表示関連	市民局生活安全課	042-769-8229
税関連	企画財政局税務部税制課	042-769-8220

8. 公共発注で市内事業者の受注機会の確保

(1) 市が発注する工事や物品、役務の調達等における市内事業者の受注機会の確保

市が発注する工事や物品、役務の調達に当たっては、市内事業者の受注機会の確保を図るため、予算の適正な執行や透明かつ公正な競争、契約の適正な履行の確保に留意しながら分離・分割発注に努めていますが、今後についても可能な限り分離・分割発注に努めます。

(2) 市が補助、助成する民間事業における市内事業者の受注機会の確保

市が発注する工事のうち、市内事業者で施工が可能なものは、市内業者を優先的に選定し発注していますが、市の補助を受ける民間事業者に対しても、こうした市の考えについて指導しているところであり、引き続き徹底します。

(3) 市発注工事における市内事業者の下請け活用の促進

市内業者の受注機会の拡大を図るため、工事の入札公告時や契約時に、第三者に工事を請け負わせるときは、可能な限り市内業者を選定するよう指導しており、引き続き元請事業者に対する指導を行います。

また、総合評価方式の評価項目に地元下請率を設け、自社施工及び市内企業への下請金額の割合が受注金額の50%以上である場合に加点しており、設定が可能な案件については、引き続き適正な運用を行います。

お問合せ先

経済部 産業政策課

電話 042-769-8237